

証明書請求者各位

北海道旭川永嶺高等学校長

指導要録に基づいて作成する証明書について

このことについて、道立学校文書管理規程第18条に定める指導要録の保存期間により証明書の交付可能な期間は次のとおりであることをお知らせします。

記

成績証明書	卒業から5年間
調査書	卒業から5年間
単位修得証明書	卒業から20年間
修了証明書	卒業から20年間

※ 卒業した年を明確にする必要がある場合は、卒業証明書を請求してください。